

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱

平成26年 2 月 28 日

一部改正 平成27年 5 月 7 日

一部改正 平成28年 3 月 17 日

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

第 1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年 2 月 28 日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第 2 号・25食第198号・20140226財地第 1 号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第 3 の 3 に規定する福島定住等緊急支援として行う福島定住等緊急支援事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

交付金は、地方公共団体が行う子どもの運動機会の確保のための施設整備、公的な賃貸住宅の整備その他の取組を支援することにより、長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整え、地域の復興の促進を図ることを目的とする。

第 3 定義

福島定住等緊急支援事業等は、第 2 に定める目的を達成するため、第 4 に定めるところにより地方公共団体が作成した子どもの運動機会の確保のための施設整備、公的な賃貸住宅の整備その他の取組に関する計画（以下「定住緊急支援事業計画」という。）に基づく事業又は事務（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

第 4 定住緊急支援事業計画の作成及び提出

1 対象地域

定住緊急支援事業計画の作成の対象となる地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域とする（ただし、第 5 の 1 の一の⑤及び⑥の事業に係る対象地域については、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（平成26年 2 月 28 日付け、府政防第218号・復本第270号・25文科政第90号・厚生労働省発会0228第 4 号・25食第199号・20140226財地第 2 号・国官会第2893号・原規監発第14022610号）別表 1 に掲げる 5. 福島再生賃貸住宅整備事業の対象となる地域を除く。）。

地方公共団体は、定住緊急支援事業計画において説明する人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障と実施すべき事業との関連や子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性等を合理的に説明することとし、内閣総理大臣が対象地域に該当するかの判断を行うに当たっては、当該説明等を勘案するものとする。

2 定住緊急支援事業計画の提出

交付金を充てて福島定住等緊急支援事業等を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した定住緊急支援事業計画（様式1－1、様式1－2、様式1－3及び様式1－4）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

内閣総理大臣は、定住緊急支援事業計画の提出を受けた場合には、別表に掲げる福島定住等緊急支援事業等を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）に回付するものとする。

一 計画の区域

二 計画の目標

三 福島定住等緊急支援事業等の事業概要並びに人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

四 福島定住等緊急支援事業等に要する費用

五 その他必要な事項

3 定住緊急支援事業計画の添付書類

定住緊急支援事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 定住緊急支援事業計画の区域及び福島定住等緊急支援事業等を実施する場所を明らかにした図面

二 福島定住等緊急支援事業等に要する費用の算出に係る基礎資料

三 福島定住等緊急支援事業等の実施に係る工程表（i 法手続・許認可等、ii 地域等の合意形成、iii 調査・測量・設計、iv 用地買収、v 工事、vi その他必要な事項について記載した月次工程表）（参考様式）

4 定住緊急支援事業計画の作成に当たって満たすべき要件

地方公共団体が作成する定住緊急支援事業計画及び実施する福島定住等緊急支援事業等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との関係

定住緊急支援事業計画は、復興計画、復興整備計画、総合計画、都市計画マスタープラン等、復興やまちづくりに係る計画との整合が図られていると認められること。

二 子どもの運動機会の確保のための事業

① 事業の必要性及び効率的な予算執行の方法

東日本大震災後、震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと、地方公共団体における既存の運動施設が不足していること、既存の施設を更新又は改築する場合にはそれによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと等の事由があり、これらを総合的に勘案した場合に子育て世帯の早期帰還等に向けた施設整備の必要性があると認められること。また、その整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、可能な限

り効率的なものとなるよう計画されていると認められること。

② 施設の広域的な利用

交付金により整備しようとする施設について、当該施設への交通の利便性を考慮した立地とすること等により、利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていると認められること。なお、一の市町村の区域を超える広域の利用が見込まれる施設にあっては、その内容が福島県や関係市町村と調整されていると認められること。

③ ソフト事業との相乗効果の発揮

交付金による施設の整備と併せ、当該施設における運動の効果を一層向上させるための取組が行われるよう計画されていると認められること。

三 子育て定住支援賃貸住宅の建設

① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）に基づく地域住宅計画の目標に、避難者の住宅対策を位置付けるとともに、その他関連する事業として、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること。

② 第4の2の五に規定するその他必要な事項として、様式2に次に掲げる事項が記載されていること。

- i 賃貸住宅の位置
- ii 賃貸住宅の戸数
- iii 賃貸住宅の規模、構造及び設備
- iv 賃貸住宅の整備に関する資金計画
- v 賃貸住宅の入居者の資格に関する計画
- vi 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
- vii 賃貸住宅の管理の方法及び期間
- viii 賃貸住宅の整備の事業の実施時期

5 定住緊急支援事業計画の変更

地方公共団体は、定住緊急支援事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の定住緊急支援事業計画を様式3に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、四又は五の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の定住緊急支援事業計画を提出すれば足りることとする。

- 一 福島定住等緊急支援事業等の新設又は廃止を申請する場合
- 二 福島定住等緊急支援事業等のいずれかの事業又は事務について、定住緊急支援事業計画における総交付対象事業費を増額する場合
- 三 交付決定単位又は定住緊急支援事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
- 四 第11の1に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の定住緊急支援事業計画の提出にあわせ、様式4を添付することとする。）
- 五 その他の変更の場合

第5 福島定住等緊急支援事業等

地方公共団体は、次に掲げる基幹事業及び効果促進事業等のうち、定住緊急支援事業計画に定めた目標を実現するために必要となる事業又は事務を当該計画に記載する。その際、定住緊急支援事業計画に記載された地域における人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障とそれらの事態に対応するために必要となる事業又は事務との関係について、当該計画において記載するものとする。

1 基幹事業

一 対象事業

定住緊急支援事業計画の目標を実現するために地方公共団体が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業とする。

- ① 学校、保育所、公園等の遊具の更新
- ② 地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）
- ③ 地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）
- ④ 地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）
- ⑤ 子育て世帯の帰還・定住を促進するために、地方公共団体が建設し、管理する公的な賃貸住宅及びその附帯施設（以下「子育て定住支援賃貸住宅」という。）の建設
- ⑥ 子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化

二 交付額

基幹事業の交付額は次のとおりとする。交付対象事業費は、基幹事業ごとに交付担当大臣が交付要綱等で定めるものとする。

- ① 前号①から④までに掲げる事業（以下「子どもの運動機会の確保のための事業」という。）

基幹事業の交付対象事業費に $1/2$ を乗じて得られる額

- ② 子育て定住支援賃貸住宅の建設

基幹事業の交付対象事業費に $2/3$ を乗じて得られる額

- ③ 子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化

基幹事業の交付対象事業費に $45/100$ を乗じて得られる額

2 効果促進事業等

一 対象事業

定住緊急支援事業計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務とする。ただし、原則として、次に掲げるものを除く。

- ① 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務
- ② 別途国の負担又は補助を得て実施する事業又は事務

③ 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務

なお、内閣総理大臣は、福島定住等緊急支援事業等に関する配分計画を作成するに当たっては、効果促進事業等が地方公共団体がその創意工夫を発揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮しつつ、当該事業の公益性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案する。

二 基幹事業との関連性

効果促進事業等の実施を要望する地方公共団体は、定住緊急支援事業計画において、実施される効果促進事業等と基幹事業との関連性を合理的に説明することとする。

三 交付の対象となる事業費の総額及び交付金の交付額

効果促進事業等の事業費の総額は、定住緊急支援事業計画ごとに各交付担当大臣の所管する基幹事業の交付対象事業費の合計額に、0.25を乗じて得られる額を上限とし、地方公共団体ごとに算定する。

また、効果促進事業等の交付額は、当該事業の事業費に1/2を乗じて得られる額とする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から定住緊急支援事業計画の提出を受けた場合には、福島定住等緊急支援事業等に要する経費について、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる福島定住等緊急支援事業等ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。交付担当大臣が所管する関係行政機関へ予算の移替えを行う場合には、関係する交付担当大臣と協議するものとする。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、地方公共団体における定住緊急支援事業計画に基づく福島定住等緊急支援事業等の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第7 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、定住緊急支援事業計画を提出した地方公共団体に対し、第6により作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第8 交付金予算の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、交付金の予算を別表に定める交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 交付決定単位

交付決定単位は、地方公共団体ごと、かつ交付担当大臣ごととする。

第10 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた地方公共団体は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、地方公共団体が複数の定住緊急支援事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、定住緊急支援事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第11 交付金の執行

1 事業間の流用

地方公共団体は、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

2 交付決定前の着手

一 交付可能額通知後の交付決定前の着手

地方公共団体は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に福島定住等緊急支援事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式5）を内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

二 交付可能額通知前の交付決定前の着手

地方公共団体は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、福島定住等緊急支援事業等に着手する必要がある場合には、当該事業が基幹事業である場合に限り、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式6）を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

3 費用の縮減

地方公共団体は、福島定住等緊急支援事業等の実施に当たっては、当該福島定住等緊急支援事業等の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

第12 定住緊急支援事業計画の評価及び公表

1 定住緊急支援事業計画の公表

地方公共団体は、定住緊急支援事業計画を内閣総理大臣に提出し、交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した定住緊急支援事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第4の5の定住緊急支援事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の定住緊急支援事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣又は地方公共団体は、修正前の定住緊急支援事業計画を公表することができるものとする。

2 定住緊急支援事業計画の実績に関する評価及び公表等

地方公共団体は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、福島定住等緊急支援事業等が完了した日の属する年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び当該計画に基づく福島定住等緊急支援事業等の実施状況に関する調査及

び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。また、内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、定住緊急支援事業計画の進捗状況を把握するために必要な限度において、報告及び公表を求めることができるものとする。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。地方公共団体は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

3 公表の方法

地方公共団体は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第13 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第14 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び交付担当大臣は、定住緊急支援事業計画の適正な実施のため、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、福島定住等緊急支援事業等を実施する地方公共団体に対し、当該福島定住等緊急支援事業等の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第15 指導監督交付金

- 1 国は、県が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、県に対し指導監督交付金を交付することができる。
- 2 前項の交付金を交付する場合には、内閣総理大臣は指導監督交付金に係る配分計画を作成するものとする。

第16 その他

その他福島定住等緊急支援事業等の要件、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。なお、内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に対し交付金の交付に関する書類を提出する場合の手続については、別紙に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 制度要綱附則第2項の規定による廃止前の福島定住等緊急支援交付金制度要綱（平成25年4月1日付け、復本第506号・24文科政第82号・国官会第3663号通知）第3の1に規定する定住緊急支援事業計画（以下「旧事業計画」という。）を提出した地方公共団体が、この要綱に基づき国の交付金の交付を受けようとする場合にあっては、当該交付金

の交付については、旧事業計画を第3に規定する定住緊急支援事業計画とみなして、この要綱の規定を適用する。

- 3 前項の場合において、第5の2の三の規定による効果促進事業等の算定に当たっては、基幹事業の交付対象事業費の合計額及び効果促進事業等の事業費の総額に、旧事業計画に記載した基幹事業の交付対象事業費及び効果促進事業等の事業費を含めるものとする。
- 4 第2項の場合において、第12に規定する定住緊急支援事業計画の評価及び公表に当たっては、旧事業計画に記載した事業又は事務及び第3に規定する定住緊急支援事業計画に記載した事業又は事務を一体的に扱うものとする。

附 則（平成27年5月7日）
（施行期日）

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則（平成28年3月17日）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年3月17日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱（平成26年2月28日付け復本第272号・25文科政第93号・国官会第2896号）第3に規定する定住緊急支援事業計画を提出した地方公共団体が、当該計画に記載した事業又は事務に関して第4の5の規定に基づく定住緊急支援事業計画の変更を行おうとする場合にあつては、定住緊急支援事業計画の作成及び提出については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日）
（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

番号	交付対象事業		交付担当大臣	交付担当大臣 が所管する関係行政機関
A－1	基 幹 事 業	学校、保育所、公園等の遊具の更新	内閣総理大臣	復興庁
B－1		地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）	文部科学大臣	文部科学省
B－2		地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）		
C－1		地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）	国土交通大臣	国土交通省
C－2		子育て定住支援賃貸住宅の建設		
C－3		子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化		
◆（関連する基幹事業番号）	効果促進事業		地方公共団体が当該効果促進事業の関連性を説明した基幹事業を所管する大臣	左記交付担当大臣が所管する関係行政機関

地方公共団体が国に福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）の交付に関する書類を提出する場合等の手続について

（内閣総理大臣に書類を提出する場合の手続）

第1条 地方公共団体は、以下に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、復興庁本庁に提出するものとする。

- 1 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の1に規定する定住緊急支援事業計画
- 2 実施要綱第4の5に規定する変更後の定住緊急支援事業計画
- 3 実施要綱第12の1に規定する修正した定住緊急支援事業計画
- 4 実施要綱第12の2に規定する定住緊急支援事業計画の実績に関する評価
- 5 実施要綱第12の2に規定する定住緊急支援事業計画の進捗状況
- 6 実施要綱第13に規定する報告又は資料
- 7 その他の地方公共団体が内閣総理大臣に提出する福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（以下「交付金」という。）に関する書類

（内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に書類を提出する場合の手続）

第2条 地方公共団体は、交付金の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするときは、別紙様式を添付の上、復興庁本庁を経由して提出しなければならない。

（内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類）

第3条 地方公共団体は、別表に掲げる交付金の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするときは、内閣総理大臣を経由してこれを提出しなければならない。また、その際には、前条の規定に基づき、復興庁本庁を経由するものとする。

（交付決定の通知に関する手続）

第4条 交付担当大臣は、交付要綱に基づき、内閣総理大臣を経由して地方公共団体に対して交付決定通知書、交付額確定通知書その他の書類を送付しようとするときは、復興庁本庁を経由して、これを送付するものとする。

(別表) 内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類 (第 3 条関係)

内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に提出しなければならない書類
・ 適正化法第 5 条の規定に基づく交付の申請書及び変更交付申請書 ・ 適正化法第 9 条に基づく交付申請の取下げに係る書類 ・ 交付金交付決定前着手申請書 (実施要綱第 11 の 2) ・ 適正化法第 12 条に基づく状況報告に係る書類 ・ 適正化法第 14 条に規定する実績報告に係る書類 ・ その他実施要綱、交付要綱において内閣総理大臣を経由して提出するものとされた書類

(別紙様式)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名
(公印省略)

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）に関する書類の交付担当大臣へ
の提出について

福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)実施要綱第16の規定に基づき、
下記の書類を各交付担当大臣まで提出願います。

記

1. 交付申請書（〇〇大臣宛て）
2. 交付申請書（〇〇大臣宛て）

(様式 1－1 申請書)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

(公印省略)

定住緊急支援事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱第 4 の 2 の規定に基づき、定住緊急支援事業計画（令和●年度）を提出します。

※別紙に計画の目標を簡潔に記載願います。また、計画の区域及び事業を実施する場所について図面を添付して明示願います。

(別 紙)

計画の目標

※事業計画全体について、実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針も記載してください。

※当該事業を復興計画、復興整備計画等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください。

計画の区域

※計画の区域及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。

（様式1－2）

〇〇市(町村) 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

令和〇〇年〇月時点

(単位:千円)												
No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	各年度の交付対象事業費(注3)			小計	全体事業費 (注4)	全体事業 期間 (注5)	備考
						令和3年度	令和4年度	令和〇年度				その他(注6)
1	-	-				<0>	<0>		(0) 0 <0>		~	
2	-	-				<0>	<0>		(0) 0 <0>		~	
3	-	-				<0>	<0>		(0) 0 <0>		~	
4	-	-				<0>	<0>		(0) 0 <0>		~	
5	-	-				<0>	<0>		(0) 0 <0>		~	
				合 計		(0) 0 <0>	(0) 0 <0>		(0) 0 <0>			
				(うち基幹事業)		(0) 0 <0>	(0) 0 <0>		(0) 0 <0>			
				(うち効果促進事業)		(0) 0 <0>	(0) 0 <0>		(0) 0 <0>			
県名			担当部局名		担当者氏名							
市町村名			電話番号		メールアドレス							

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「各年度の交付対象事業費」は、上段()書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。総交付対象事業費については、各年度の交付決定額及び今回申請額の和を記載する。

(注4)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。(ただし用地費など交付対象外費用は含めない)

(注5)「全体事業期間」は、令和3年度以降に実施することが見込まれる事業については、令和3年度以降も含めて記載する。

(注6)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(様式 1 - 3)

〇〇市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

令和〇年〇月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.		事業名		事業番号	
交付団体			事業実施主体		
総交付対象事業費		(千円)	全体事業費	(千円)	
事業概要					
〇事業の概要					
〇定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性（実施要綱第 4 の 4 の一） ※復興・まちづくり計画の該当箇所を添付してください。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
【共通】 〇原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第 4 の 1）					
【子どもの運動機会の確保のための事業】 〇子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第 4 の 1）					
〇震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第 4 の 4 の二①）					
〇地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 4 の 4 の二①）					

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

【子育て定住支援賃貸住宅の建設】

○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること（実施要綱第4の4の三①）

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1－4)

〇〇市(町村)

定住緊急支援事業計画

令和〇年度

省庁名：復興庁

令和〇〇年〇月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備 考
							交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
	-	-						0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
						合計額	(0)	(0)	
							0	0	
							<0>	<0>	

都道府県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1－4)

〇〇市(町村)

定住緊急支援事業計画

令和〇年度

省庁名：文部科学省

令和〇〇年〇月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備 考
							交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
	-	-						0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
						合計額	(0)	(0)	
							0	0	
							<0>	<0>	

都道府県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1－4)

〇〇市(町村)

定住緊急支援事業計画

令和〇年度

省庁名：国土交通省

令和〇〇年〇月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい (単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備 考
							交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
	-	-						0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
								0	
							<0>	<0>	
						合計額	(0)	(0)	
							0	0	
							<0>	<0>	

都道府県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(参考様式)

〇〇市定住緊急支援事業計画に基づく事業等工程表(令和〇年度)

令和〇年〇月現在

※本様式は1－2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名 令和〇年度	事業実施主体	
項 目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備 考
法定手続き・許認可等					
地域等の合意形成					
調査・測量・設計	→				
用地買収		→			
工事			〇〇〇工事	△△工事	
その他(議会等)					

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)事業実施年度の年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式2)

〇〇市定住緊急支援事業計画 子育て定住支援賃貸住宅の供給に係る計画

1 賃貸住宅の位置

地名地番	
敷地の面積	
土地に関する権原	1 所有権 2 借地権・その他 () 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

2 賃貸住宅の戸数

住宅戸数	戸
------	---

3 賃貸住宅の規模、構造及び設備

(1) 住棟ごとの構造等

住棟番号	戸数	住宅の構造
		1. 耐火構造 2. 準耐火構造 3. 省令準耐火構造 4. 知事が認めた構造
計		—

(2) 住戸ごとの規模

住棟番号	住戸番号	床面積	居住室数
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	

(3) 各住戸に備える設備

台所	(有 ・ 無)
水洗便所	(有 ・ 無)
収納設備	(有 ・ 無)
洗面設備	(有 ・ 無)
浴室	(有 ・ 無)
その他	()

4 賃貸住宅の整備の事業に関する資金計画

	内訳 (円)
整備等所要資金予定額	整備費 用地取得造成費 〇〇費
	計
調達計画	自己資金 借入金 〇〇〇
	計

5 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

次の者を入居者とする。

1 平成23年3月11日に〇〇市(町村)に居住していた者で、現に市(町村)外に避難している者であって、その所得が48万7千円以下の者。

6 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

(1) 家賃等

家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、当初の家賃の予定額については次のとおり定めるものとする。

なお、家賃の減額を行う場合において入居者が支払う家賃の額は、「減額後家賃」の欄に記載するとおりである。

住棟番号	住戸番号	近傍同種家賃	家賃	減額後家賃

敷金	家賃の ヶ月分
賃貸条件の制限	家賃、敷金、生活支援サービスの対価及び終身にわたって受領すべき家賃に係る前払金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃借の条件としない。

(2) 入居者の選定方法

募集の方法	
-------	--

選定の方法	
-------	--

(3) 賃貸借契約の解除

--

7 賃貸住宅の管理の方法及び期間

管理の期間		年 月から 年 月まで（ 年 ヶ月間）
管理の方法	管理期間における管理の方式	1. 賃貸住宅の管理の委託 2. 自ら管理
	1 の場合の委託又は賃貸する相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称	
	管理業務者又は3 の場合の申請者の概要	別添による。
	賃貸住宅の修繕	外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。
	備付図書	賃貸住宅の賃貸契約書 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類 その他（ ）

8 賃貸住宅の建設の事業の実施時期

事業の着手の予定年月日	年 月 日
事業の完了の予定年月日	年 月 日

別添

管理業務者の概要

氏名又は名称		
住所	主たる事務所	
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所	
宅地建物取引業法に基づく免許		(有 ・ 無)
免許を有する場合	免許種別	
	免許番号	
	免許取得年月日	
自己資本の額 (円)		
賃貸住宅の管理戸数	年	
	年	
	年	
	年	
	現在	年 月 日現在 戸
賃貸住宅の管理を行う人員の数		年 月 日現在 人

※添付資料

- ・ 賃貸住宅の位置を表示した付近見取図
- ・ 縮尺、方位、賃貸住宅の敷地の境界線及び敷地内における賃貸住宅の位置を表示した配置図
- ・ 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- ・ 賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者であることを証する書類

(様式3)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

(公印省略)

定住緊急支援事業計画の変更について

○年○月○日付で提出した○○市定住緊急支援事業計画について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱第4の5の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式4)
令和〇年度 〇〇市定住緊急支援事業計画に係る事業間流用届

提出者名：_____

省庁名：_____

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

①事業間流用を行った場合 (単位：千円)

No.	事業名	事業番号	交付決定時点	年度終了時点	流用額 (c)	備 考
			本年度に 交付される 交付額 (a)	本年度に 充当した 交付額 (b)		
合 計						

(注) 「流用額 (c) 」には、他事業に流用した額を記載する。他事業から流用があった場合にはマイナスで表記する。

②同一地方公共団体が策定した計画間で事業費の流用を行った場合 (単位：千円)

事業費の流用を行う計画名	流用額	備 考

(注) 実施要綱第11の1を適用する場合に記入する。
(注) 交付決定時点は、交付決定の変更を行った場合は最終の交付決定の額を記載する。

(様式5)

年 月 日

〇〇大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

(公印省略)

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付決定前着手申請書

令和〇年〇〇月〇日付〇〇〇で交付可能額通知を受けた〇〇市定住緊急支援事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 定住緊急支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

市町村又は県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で定住緊急支援事業計画に基づく事業等に着手するものとする。

(様式6)

年 月 日

内閣総理大臣 殿 (〇〇大臣 殿)

地方公共団体の長の氏名

(公印省略)

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付決定前着手申
請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいの
で提出します。

記

- 1 定住緊急支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

市町村又は県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で定住緊急支援事業計画に基づく事業に着手するものとする。